

売木村地域おこし協力隊支援機関募集要綱

1 趣旨

人口減少や高齢化等の進行が著しい売木村において、村内事業者の高齢化や後継者不足などにより地域経済を支える産業の衰退が深刻化しています。そこで、村内事業者の事業継承を支援するため、地域おこし協力隊制度を活用し、村外から意欲溢れる人材を積極的に受け入れ、地域に蓄積したノウハウや技術、顧客との繋がりといった企業価値を受け継ぎ、地域の活性化を図ることを目的に、地域おこし協力隊を後継者として育成する事業者等（以下、「支援機関」という。）を募集します。

2 支援機関の業務内容

（1）隊員の指導管理

現在まで培われた技術や人脈、販売先など経営のノウハウを積極的に承継し、隊員の資質や技術向上のための指導管理を行う。また、隊員が地域に溶け込み、定住することができるよう生活面のサポートを行う。

（2）地域活動の参加

地域住民との繋がりを大切にし、地域活動に積極的に参加する。地域活動の参加とは、農道・水路の清掃や道路・河川沿いの草刈りなど、地域の共同作業や行事への参加をいう。また、隊員が居住する地区の分館長等との連絡調整を行い、隊員の参加を促進するよう努める。

（3）村のイベントや事業等への協力

村が主催するイベントや事業等には、積極的に協力する。

（4）活動の周知

隊員の活動が地域にみえるように、村と連携して隊員の活動状況を周知する。

（5）計画や実績の報告

3年後の事業継承計画や隊員の活動実績を村へ報告する。

3 応募要件

（1）村内に主たる事務所等を有していること（法人格を問わない）

（2）隊員を必要とする目的が単なる従業員としての雇用や利益追求ではなく、後継者を育成し事業継承するとともに、地域課題の解決や新たな価値の創造など地域活性化にも取り組むこと

（3）3年以内に経営の承継が可能なこと

（4）売木村での事業活動が地域に根付いており、広く住民に周知されていること

（5）村や地域の関係機関等と連携がとれること

（6）地域おこし協力隊制度の趣旨を理解し、隊員の活動や生活のサポート体制がとれること

（7）国税及び地方税、公共料金等を滞納していないこと

4 隊員の派遣・雇用形態等

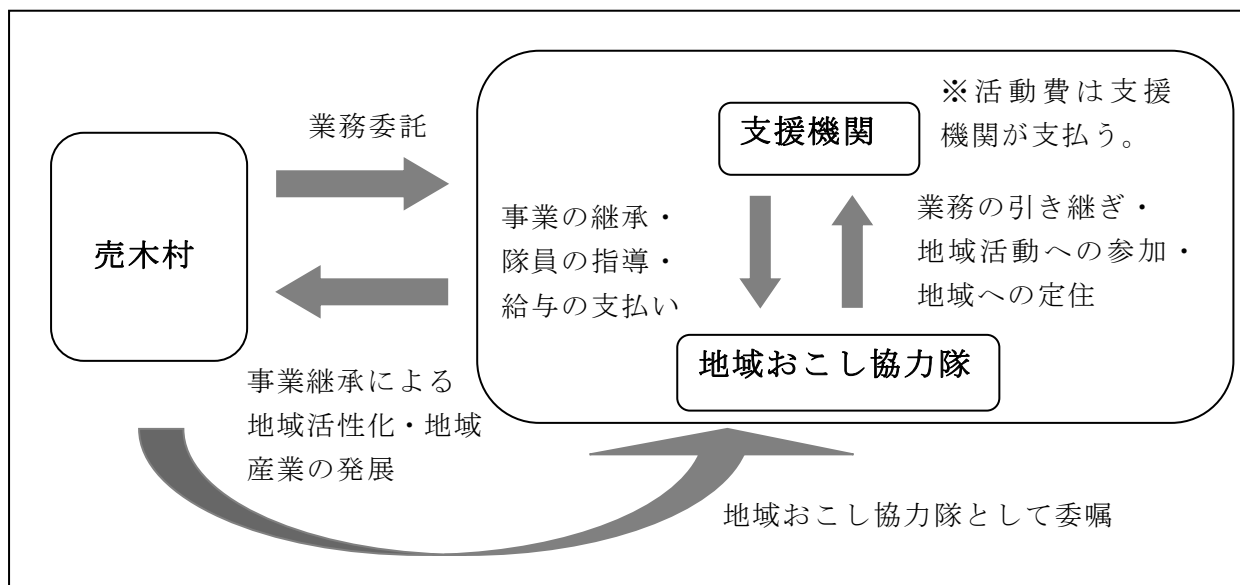
（1）派遣者数 1 支援機関に 1 名

（2）雇用形態 個人事業主もしくは支援機関と雇用契約を結ぶ。

※売木村地域おこし協力隊として売木村長が委嘱。

※村と支援機関は委託契約を結び、協力隊の報酬と活動費を委託料として支援機関へ支払う。

- (3) 任期期間 委嘱日から当面 1 年間（1 年単位で更新し、最長 3 年間雇用）
- (4) 報酬 村と協議のうえ設定。
- (5) 就業時間・休日等 支援機関で設定。
- (6) 住宅 村営住宅を提供するが、空きがない場合があるので支援機関で準備しておくこと。
- (7) 活動経費等 活動に必要な経費等は委託料の範囲内で支援機関が支払うものとする。



5 応募手続き

- (1) 受付期間 令和 5 年 4 月 3 日（月）から 令和 5 年 4 月 28 日（金）まで

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。(令和 5 年 4 月 28 日(金) 午後 5 時必着)
電子メールや FAX での提出は受け付けません。

(3) 提出書類

- ・売木村地域おこし協力隊支援事業支援機関申請書
- ・売木村地域おこし協力隊支援事業提案書
- ・売木村地域おこし協力隊支援機関申請に係る宣誓書

※申請関係書類は返却いたしません。

(4) 申し込み先

〒399-1601 長野県下伊那郡売木村 968 番地 1

売木村役場 総務課 総務係

TEL : 0260-28-2311 (代表)

FAX : 0260-28-2135

E-mail : somu2@urugi.jp

6 支援機関の選定方法

(1) 資格審査・書類審査

応募資格と提出された申請書について審査します。

(2) 審査会による審査

審査会において審査基準に基づき支援機関を決定します。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、令和5年5月末までに申請者全員に郵送で通知します。

7 隊員受入れまでのスケジュール

